⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又はこの条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　平成11年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者（下記ａ）及び下記ｂ）を必要とする。）

ａ）２車線以上かつ設計舗装面積８万㎡以上ある国道又は自動車専用道路の新設のアスファルト舗装工事

ｂ）コンクリートフィニッシャーによる２車線以上かつ設計舗装面積２万㎡以上ある道路の新設のコンクリート舗装工事

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者以外（下記ａ）及び下記ｂ）を必要とする。）

ａ）２車線以上かつ設計舗装面積４万㎡以上ある道路の新設のアスファルト舗装工事

ｂ）コンクリートフィニッシャーによる２車線以上かつ設計舗装面積１万㎡以上ある道路の新設のコンクリート舗装工事

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む）している期間とする。

②　配置予定技術者の工事経験

現場代理人又は専任の主任（監理）技術者のうち１名以上（特定建設工事共同企業体を構成する場合は全構成員のうち１名以上）が平成11年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。また、全ての工事経験を同一の者が有している必要はない。（下記ａ）及び下記ｂ）を必要とする。）

ａ）２車線以上かつ設計舗装面積４万㎡以上ある道路の新設のアスファルト舗装工事

ｂ）コンクリートフィニッシャーによる２車線以上かつ設計舗装面積１万㎡以上ある道路の新設のコンクリート舗装工事

（特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、開札時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、地域２において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書(甲)による協定書（案）が提出されていること。

④　各構成員の出資比率は２社で構成される場合は30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出していただき、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目及び評価指標

工事目的物の性能・機能に関する事項の性能・機能及び社会的要請に関する事項の環境の維持を評価項目とする。

評価項目を達成するため、「品質管理」、「出来形管理」、「環境対策」、「地球温暖化対策（CO_2削減）」を評価指標とする。

⑶　評価項目内容

評価項目内容は、下記のとおりとする。なお、技術提案は、評価項目毎に３項目以内とし、評価項目毎に４項目以上の場合は、不適格とする。また、技術提案が１項目でもない場合は、不適格とする。

①　性能・機能「品質管理①」

施工管理要領等に基づく連続鉄筋コンクリート版用コンクリートの品質を確保するために、特に重要と思われる管理項目に関して、その手法、体制の提案及び期待できる効果について記述する。

②　性能・機能「品質管理②」

施工管理要領等に基づく高機能舗装の空隙率を確保するために、製造から施工の過程の中で、特に重要と思われる管理手法、体制の提案及び期待できる効果について記述する。

③　性能・機能「出来形管理」

施工管理要領等に基づく表層の平坦性を確保するために、特に重要と思われる管理手法、体制の提案及び期待できる効果について記述する。

④　環境の維持「環境対策」

近隣家屋等に対する仮設プラント設備の騒音対策について、期待できる効果も含めて記述する。

⑤　環境の維持「地球温暖化対策（CO_2削減）」

工事中のCO_2削減対策として工法選定、資材選定、プラント設備を含む機械選定において特に重要と思われる対策を記述する。

⑷　評価項目の評価基準

評価項目の評価基準は、下記のとおりとする。

①　優：標準案に比べ、非常に優れているもの

②　良：標準案に比べ、優れているもの

③　可：標準案と同等であるもの

⑸　評価点の付与方法

評価項目の項目別配点は、評価基準により、優／良／可を判定し、判定結果に応じて下記のとおり付与する。【判定方式】

①　性能・機能「品質管理①」
項目別配点　優25点、良12.5点、可０点

②　性能・機能「品質管理②」
項目別配点　優25点、良12.5点、可０点

③　性能・機能「出来形管理」
項目別配点　優30点、良15点、可０点

④　環境の維持「環境対策」
項目別配点　優10点、良５点、可０点

⑤　環境の維持「地球温暖化対策（CO_2削減）」
項目別配点　優10点、良５点、可０点

⑹　落札者の決定方法

総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）

αは「0.2」とする。